

東海市条例第7号

東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東海市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条第1項前段中「以下」の次に「この条において」を加え、同項後段中「次の」を「当該」に改め、同条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項」に改める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第8条 6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する短時間勤務会計年度任用職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して、当該短時間勤務会計年度任用職員の基準日以前における人事評価の結果に応じて、勤勉手当を支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員で当該各号のいずれかに該当するものについても、同様とする。

- (1) 任期が6箇月以上である短時間勤務会計年度任用職員
 - (2) 任期が6箇月に満たない短時間勤務会計年度任用職員で、その任期と市長が規則で定める期間との合計が6箇月以上となるもの
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条第3項の規定は前項の勤勉手当基礎額について、同条第4項から第6項までの規定は勤勉手当の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第3項中「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下

この条において同じ。)」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と、同条第6項中「第7条第1項」とあるのは「第8条第1項」と、「第7条第5項」とあるのは「第8条第3項において準用する同条例第7条第5項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 東海市職員の育児休業等に関する条例（平成4年東海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第21条第1項」の次に「又は東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条第1項」を加え、「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「短時間勤務会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」に改める。